

報道機関各位

発信日	令和8年9月10日	担当者名	小森、遠入
担当課	契約検査課	電話番号	85-3547

鳥栖市入札参加資格者の指名停止

事業内容	鳥栖市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領により、令和8年9月9日付けで別紙のとおり決定いたしました。
------	--

添付資料	指名停止措置の概要
------	-----------

関連サイト	
-------	--

代表取締役社長 佐藤 俊美

住 所：東京都港区港南 2 丁目 1 5 番 2 号

登録業種：土木一式－特 A 級、建築一式－A 級

株式会社大林組が、共同企業体の代表者として請け負った山梨県南巨摩郡富士川町におけるトンネル新設工事において、令和 6 年 1 2 月 2 5 日、鰍沢労働基準監督署による立ち入り検査を受け、同年 1 0 月 4 日に発生した作業員に対する労働災害発生状況に関して虚偽の陳述をした。

この件について、令和 8 年 3 月 2 4 日、鰍沢簡易裁判所から同社及び同社の社員 2 名が労働安全衛生法違反で略式命令（いずれも罰金 2 0 万円）を受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法第 2 8 条第 1 項第 3 号に該当するとして、令和 8 年 7 月 2 4 日に関東地方整備局長から指示処分を受けた。

上記事実は、鳥栖市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領別表第 2－1 3 号に該当する。

よって、本件の指名停止期間は 1 か月とする。

措 置 要 件	期 間
（建設業法違反行為） 1 3 建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内

令和 6 年度、令和 7 年度 なし